

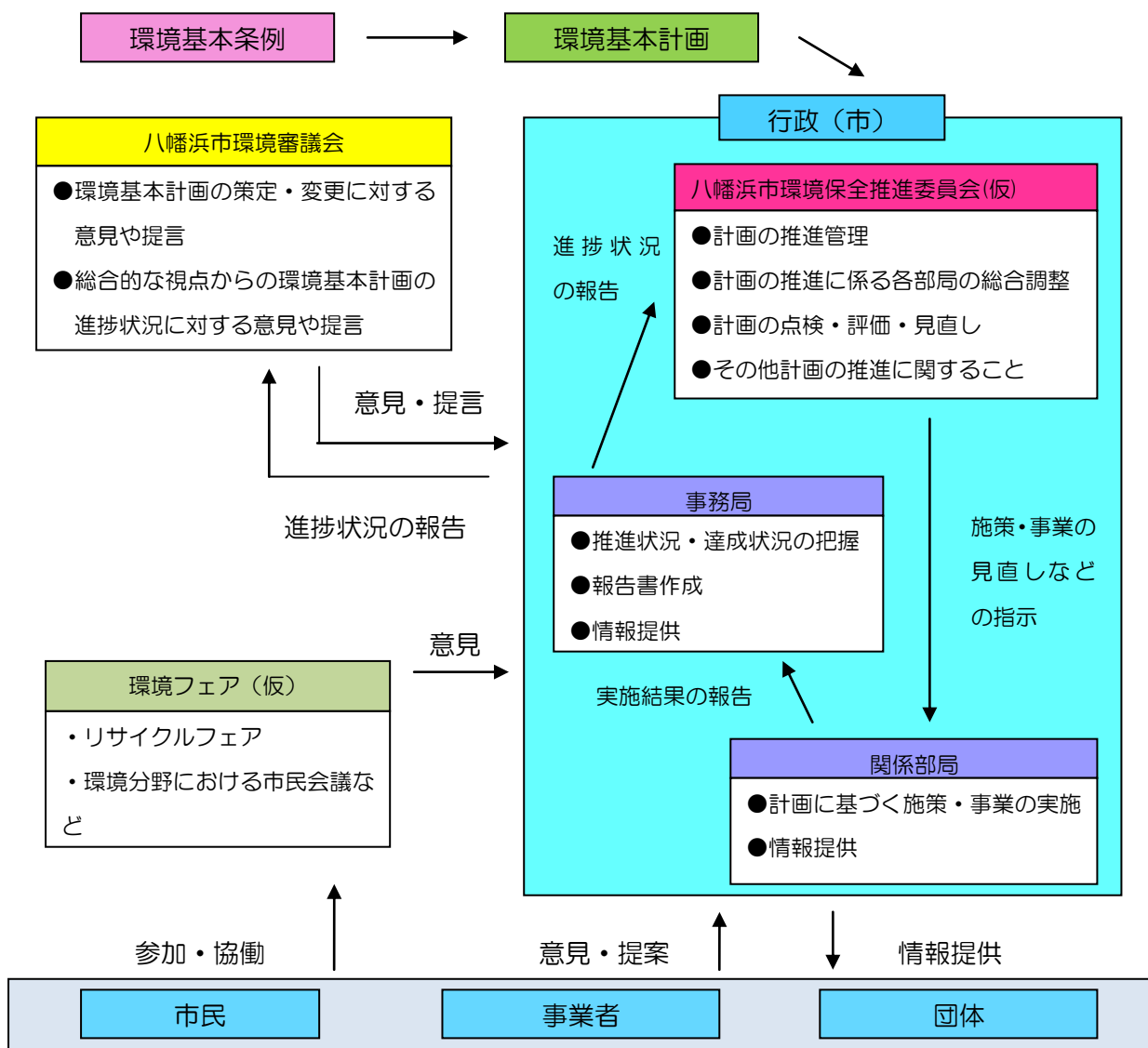
第6章 計画の推進

計画の推進組織

■市・市民・事業者の協働による推進体制

行政組織内部においては、環境基本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局が連携・協力し取り組むとともに施策の推進状況を把握するなど、調整・協議することが重要となります。そのため、庁内関係部局で構成する「八幡浜市環境保全推進委員会（仮）」において、施策の進捗状況などの点検を行います。

また、市・市民・事業者・団体などそれぞれが、持続可能な社会を構築するという視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立をめざします。



①八幡浜市環境審議会

八幡浜市環境審議会は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、学識経験者などにより構成され「環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため」設置されるものです。

そこで本審議会は、施策事業の結果を踏まえた環境基本計画の策定や変更、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提案を市に対して行います。

ただし、本審議会は、環境行政に関する全般的な事項について審議するため、環境基本計画に絞り込んで各分野別の詳細な検討をするのは困難です。従って、その意見や提言については、総合的な視点から見たものになります。

②環境フェア（仮）

市民、事業者、関係団体などの参加・協力を得て、「環境フェア（仮）」を開催します。環境保全の推進を念頭に、それぞれの関連分野に関係するさまざまな施策について普及啓発する場を設けます。（例：リサイクルフェアなど）

また、市の環境を取り巻く課題や目標を共有化して、環境分野に関するさまざまな視点からの環境保全に関する協議を行う場を設置します。

③八幡浜市環境保全推進委員会（仮）

環境基本条例第8条に基づき、環境の保全および創造に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に行うための庁内組織です。

この組織は、庁内の関係各部局の施策を横断的につなぐ組織としての役割を担い、各部局の役割分担と連携に関する調整を行うほか、各部局で実施する施策事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検・評価および見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を図ります。

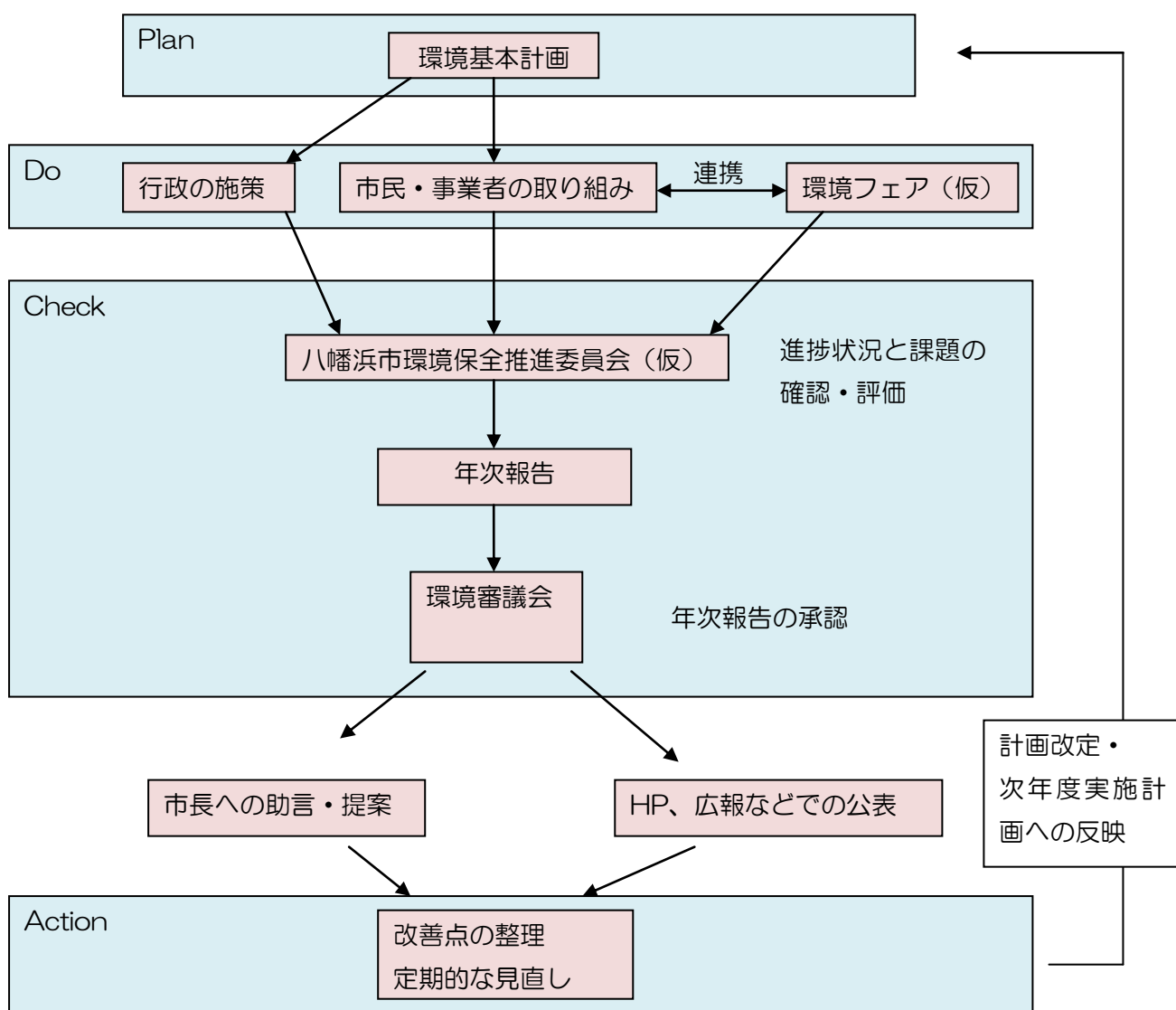
④環境保全推進事務局（市民福祉部生活環境課）

環境基本計画の進捗状況や、目標の達成状況の把握、環境報告書の作成のほか、環境審議会や環境保全推進委員会（仮称）に対する必要事項の報告や関係者からの意見の収集など、環境基本計画の推進管理に係る事務局を務めます。

計画の進行管理

環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、市、市民、事業者、市民団体などの協働による計画の適正かつ効率的な進行管理を行います。

基本的な流れは、PDCA サイクル「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「見直し・改善 (Action)」にしたがって継続的な改善と推進を図ります。



①計画と実施（Plan・Do）

環境基本計画に基づく施策事業に関しては、市民、事業者の参加や、市民、事業者との協働を図りながら、関係各課が、「自然と共生するまち」の実現に努めます。

②点検・評価（Check）

環境基本計画の施策事業の進捗状況や関係者の意見などは、関係各課を通じて環境保全推進事務局にて実績などを集約したうえで、八幡浜市環境保全推進委員会（仮称）に報告し、点検・評価を行います。

また、あわせて環境保全推進事務局は、八幡浜市環境審議会に進捗状況を報告し、総合的な視点からの意見や提言を受け点検・評価へ反映させます。さらに、市民、事業者などにも積極的な情報提供を行うことで、意見の聴取を図ります。

③見直し（Action）

「②点検・評価」の結果を踏まえて、八幡浜市環境保全推進委員会（仮）で個別施策事業の見直しを行います

なお、環境基本計画については、目標年度をおおむね 20 年後（平成 45 年）としており、これを目途に概ね 5 年毎に見直しを予定します。

④点検・評価結果の公表

「②点検・評価」や「③見直し」結果および協議の経緯をホームページなどで公表します。公表とあわせて、市民・事業者などから広く意見を聴取します。

計画の円滑な推進に向けて

【関係機関との連携】

大気汚染、水質汚濁、廃棄物あるいは地球温暖化など、環境問題は市域・国境を越えた問題が多く、広域的に取り組むことが効果を発揮する事業もあります。

こうした施策事業については、国、県、関係市町との十分な連携を図りながら計画を推進します。

なお、施策事業の実施ならびに点検・評価などを進める中で、新たな制度の創設や既存の制度の改正を必要とする可能性がある場合には、積極的に国・県などへ要望していきます。

【調査研究の推進】

環境に関わる問題は、広域的であると同時に、多分野に関わる課題を抱えています。こうした複雑化・専門化していく環境問題に適切に対応していくためには、さまざまな分野における調査を推進していく必要があります。

そこで、国、県、各種研究機関、民間企業などとの連携を図りながら、環境の保全および創造に係る調査研究の充実に努めます。

[調査研究の分野]

- 環境状況の把握手法に関する調査研究
- 環境変化の解明・予測手法に関する調査研究
- 環境負荷の低減に資する技術に関する調査研究
- 社会システム（市民の参加・協働のシステム開発など）に関する調査研究
- 環境政策手法（条例の制定、規制制度など）に関する調査研究

写真資料提供

P.62 P.73 NGO さんきら自然塾 水本孝志 氏

P.66 P.68 P.69 NPO 法人 かわうそ復活プロジェクト 岩田功次 氏